

特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」  
指定管理業務実施方針

令和3年2月

広野町健康福祉課

# 指定管理業務実施に関する実施方針

広野町（以下、「町」という。）は、町の公の施設全般にわたる指定管理者制度の活用のため、平成 17 年 9 月に指定管理者制度に係る条例を制定したところである。

本方針は、広野町立特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」（仮称）の管理運営の業務について、指定管理者制度の実施に関する基本方針として必要な事項を定めたものである。

なお、弊施設は、広野町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、公募による指定を行う予定である。

## （１）指定管理者選定の基本事項

### ① 対象施設

#### 対象施設

名 称	広野町立特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」（仮称）
所 在 地	福島県双葉郡広野町大字下北迫字東町 211 番地
施設の概要	供用開始 平成 22 年 4 月 構 造 鉄筋コンクリート造 平屋 敷地面積 5,863.72 m <sup>2</sup> 床 面 積 約 1,964.42 m <sup>2</sup> 施設内容 居室、事務室、事務倉庫、相談室、会議室、予備室、ボランティア室、休憩室、男子更衣室、女子更衣室、職員休憩室、厨房、食品庫、調理事務室、浴室、脱衣所、給湯室、地域交流スペース、洗濯者倉庫、ポンプ室、中庭、集合トイレ、多目的トイレ 等
入所定員	長期入所 40 名

### ② 管理業務の範囲

（ア）特別養護老人ホームが提供するサービスに関する業務

i 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者の入所・養護

ii 第 11 条第 1 項第 2 号の措置を受けた者の入所・養護

（イ）施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

（ウ）施設の設備等の保全及び修繕に関する業務

（エ）その他施設運営に係る町長が認める業務

### ③ 選定の基本的な考え方

（ア）特別養護老人ホームは、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所せるための施設である。事業内容は、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

（イ）高齢介護支援について、専門的知識及び資格を有した職員を配置した指定管理者を選定することにより、事業の継続性や安定性が確保され、より高い効果を期待することができ、提供サービスの向上が見込まれること。

#### ④ 指定期間

特別養護老人ホームは、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話等を行うことにより、長期間入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す施設である。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した施設運営を行い、町等と密接な連携に努めることが求められる。

現在、本町を取り巻く地域の状況は、将来を見通すことが非常に難しい状況下に置かれている。以北の檜葉町に立地する「特別養護老人ホームリリー園」、並びに新設の富岡町立特別養護老人ホームが予定されるも、東日本大震災による地域住民の帰町率は未だ低く、今後この地域における特別養護老人ホームの必要とされるベッド数の協議が進められていくと見込んでいる。

この状況を鑑み、第8期介護保険事業計画期間に合わせた令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

#### (2) 選定の方法

選定評価の組織として、広野町特別養護老人ホーム指定管理候補者選定委員会設置要綱に基づき、「広野町特別養護老人ホーム指定管理候補者選定委員会」を設置する。

また、同委員会において、次の項目について評価を行い、町が指定管理者候補の最終選定を判断する。

#### (3) 評価項目

- ① 指定期間中の事業計画・収支予算案
- ② 施設管理を行う能力
- ③ その他町長が必要と判断する項目

なお、詳細な項目については、別途定める。

#### (4) 指定の手続き

町は、指定管理者候補として広野町議会に指定の議案を提出し、議会の決議を経て指定管理者を決定する。

#### (5) 選定情報の取扱い

選定に当たっての評価基準は選定時に公表するとともに、選定の結果については、選定結果、その理由及び選定組織の構成員を含め公表する。

#### (6) 指定管理に係るスケジュール（予定）

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 実施方針及び仕様書の公表     | 令和 3年 2月 25日 |
| ② 事業者の公募           | 〃            |
| ③ 事業者の選定評価         | 令和 3年 3月 10日 |
| ④ 事業者の選定決定及び選定結果公表 | 令和 3年 3月 10日 |
| ⑤ 指定管理業務の協定締結      | 〃            |
| ⑥ 議会の議決            | 令和 3年 3月 中旬  |
| ⑦ 現施設運営法人との引継ぎ     | 令和 3年 3月 中旬  |
| ⑦ 指定管理業務の開始        | 令和 3年 4月 1日  |